

第3号議案 2011（平成23）年度事業計画について（案）

DPI北海道は、DPI日本会議の地方組織として、沖縄で開催された「第27回DPI日本会議総会」で確認されたDPI日本会議の方針とDPI北海道の設立趣意書、定款及び地域のニーズに基づき、以下の課題を中心として、障害児・者の尊厳と権利が尊重され、だれもが暮らしやすい地域づくりを目指した取り組みを進めていく。また、地域の課題を改善するために、DPI日本会議及び関係団体等との連携に基づき、国、北海道及び地元自治体の施策等に対して、意見反映に努めていく。（別表2参照）

1. 障害者に関わる施策の調査・研究について

障害者の生活に関わる各種課題の調査・研究・提言等や必要な対応を実施するために、以下の取り組みを進める。

- (1) 「居宅支援に関する勉強会」の開催について（毎週火曜日開催）
- (2) 「医療的ケアの必要な障害児・者の支援事業」の実施について（別表3参照）
- (3) その他、関連する取り組みについて

2. 障害者に関わる施策の普及・啓発について

障害者に関わる施策の普及・啓発を促進するために、以下の取り組みを進める。

- (1) 「第9回DPI北海道ブロック会議通常総会記念イベント」の開催について
東日本大震災における障害児・者の被災状況とその支援及び復興に向けた障害者団体の取り組み報告を受けるとともに、DPI北海道及び個々のできることや北海道及び札幌市の被災を想定した日常的な取組課題等について考え、必要な行動をするために開催する。
- (2) 講師等の派遣について
- (3) その他、関連する取り組みについて

3. 障害者の権利擁護について

「権利条約」の理念に基づくとともに「北海道障がい者条例」を活用して、障害者の権利の確立とその擁護を促進するため、以下の取り組みを進める。

- (1) 「北海道障がい者条例」の普及と推進について
 - ① 引き続き条例の周知と啓発及び、その実効性を高めるための取り組みを進める。
 - ② 条例の実効性を確保するために設置された「地域づくり委員会」に対して、障害当事者及び家族が条例に該当する体験した場合に報告し、その改善にむけた取り組みを進める。
- (2) 権利擁護センターの設立にむけて
 - ① 権利擁護センター設立プロジェクトチーム会議を継続開催し、具体的な事例の検討を行い、様々な事例に対応できるよう自らの技量の知識の向上に努める。
 - ② 弁護士、司法書士、社会福祉士、相談支援員等との連携をとれる関係性をつくっていく。
 - ③ 相談支援事業所としての権利擁護活動も視野に入れて検討を進める。
- (3) 地域移行と地域生活支援の充実にむけて
施設や病院で暮らす障害者の地域移行と地域移行後に安心して暮らせるための障害福祉サービスをはじめとする様々な支援を確保するために以下の取り組みを進める。
 - ① DPI北海道の構成加盟団体が有する機能を活用し、関係団体等との連携に基づき施設入所者及び就学児に対して地域移行の啓発に取り組みを進める。
 - ② 障害児の保護者を訪問し、そのエンパワーメントに寄与する。

③ 札幌市が実施しているパーソナルアシスタンス（PA）制度を検証し、その充実に取り組む。

（４）「共生・共学」の推進にむけて

権利条約に基づき、障害の有無によって分離されることがなく、また、障害に応じた配慮を確保するインクルーシブ教育を実現するためにインクルネット北海道を中心として、関係団体との連携に基づき、以下の取り組みを進める。

- ① 障害児教育の現状と課題に関する学習・意見交換会を開催する。
- ② インクルーシブ教育を推進するために関係団体との共同行動を進める。

（５）「雇用・就労」の推進にむけて

障害者が働くために必要な支援や配慮を障害当事者及び現場の実態を踏まえながら、「連合」、「自治労」「北教組」等の関係団体との連携を重視して、以下のとおり取り組みを進める。

- ① 障害者が必要とする「合理的配慮（採用試験及び採用後）」と支援に関する検討を進める。
- ② 北海道障がい者条例に基づく雇用施策の推進に寄与する。
- ③ 障害者自立支援法の就労支援の賃金の状況等を検証する。
- ④ 社会的事業所のあり方と制度化に関する調査・検討を進める。

（６）「精神障害者」の課題への取り組み

精神障害者の人権を守り、社会的入院を解消し、地域生活に必要な支援を確保するために、北海道精神障害者回復者クラブ連合会を中心とした関係団体との連携に基づき、以下のとおり取り組みを進める。

- ① 精神障害者に対する偏見や差別をなくすための活動を進める。
- ② 社会的入院の解消と地域生活に必要な相談支援等の体制が充実されるように努める。
- ③ 精神障害者が必要とする緊急医療やカウンセリングに関して24時間体制の確保と充実に向けた取り組みを進める。
- ④ 交通費の割引が身体・知的障害者と同様に適用されるための取り組みを進める。
- ⑤ 重度心身障害者医療費助成制度を身体・知的と同じ水準が適用されるための取り組みを進める。

（７）「公共交通機関におけるバリアフリー」の推進にむけて

昨年度、キリン福祉財団の助成事業として実施した「地方の若い当事者リーダーによる障害者施策の提案に関するモデル事業」で培った若い障害当事者と地方のネットワークと、ここで立案した「公共交通機関のバリアフリーに向けた行動計画」を具体的なものとするための取り組みを進める。

（８）内閣府障がい者制度改革推進会議差別禁止部会について

障害者差別禁止に関する法令は、2013年度に国会に上程される予定である。この法律の制定は、全国の障害児・者にとって、極めて意義深いものであるが、その意義を確かなものにする必要がある。そのために、具体的な障害児・者の現状を把握し、部会議論と法制化に反映するための取り組みを進める。

（９）その他、関連する取り組みについて

4. 障害者団体の育成に関する取り組みについて

昨年に引き続き、函館及び釧路における団体活動の強化と育成を目的として、地元の当事者の主体性を尊重しながら、フォーラム等の開催に向けた取り組みを進める。また、当該フォーラムに併せて、DPI北海道の理事会を試行的に開催する。

5. 海外の障害者に関する協力等について

（１）「中央アジア地域障害者のメインストーリーミング及びエンパワーメント促進」事業について

昨年に引き続き、JICA札幌の委託を受けて、中央アジアの障害者リーダーを育成するために10月25日から11月29日まで、東京及び北海道で研修を実施する。具体的な研修内容としては、東京で

は、世界の障害者運動の状況、国内の障害者制度改革、当事者及び自立生活運動に関する講義を用意し、北海道では、障害者の地域生活や就労の現状と地方自治体の障害者施策に関するプログラムを用意する。また、カントリーレポート、DPI北海道理事会出席及びさよならパーティを開催することにより、研修生とDPI北海道関係者の交流も深める。関係者の協力のもと、来日する研修生のエンパワーメントに寄与できる取り組みとすることが重要な責務である。

(2) その他、関連する取り組みについて

6. その他、必要な取り組みについて

(1) 東日本大震災について

3月11日(金)14時46分頃、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0巨大地震が発生した。この地震に続く、福島第1原発の現状は、未曾有の大災害と言われているが、この東日本大震災の被災状況や復興に向けた支援の取り組みは、各方面での広がりがみられる。

障害者関係の取り組みも、日本障害フォーラム(JDF)及びDPI日本会議等の多くの障害者団体が現地の支援に入っており、DPI北海道の構成団体も、具体的な取り組みを始めている。

こうした現状から、DPI北海道としても、今、自分たちにできることを検証し、長期的・継続的な取り組みを実施する。当面は、募金活動を行い、その募金は、宮城県石巻市で障害児・者などの被災者の生活改善に取り組んでいる東日本大震災移動支援ボランティアReraの活動を支援することを目的とする。

(2) 札幌市障がい者による政策提言サポーター会議について

「障がい者による政策提言サポーター制度」は、札幌市の上田市長の政策方針である「市民自治が息づくまちづくり」の方策の一つとして創設されたものであり、DPI北海道関係団体からサポーター委員として参画している。この制度は、障害者の思いや考えを、同じ立場で共有することができる当事者が、障害者の意見の聞き取り役や取りまとめ役となって政策提言を行うことにより、障害者の意見を市政に反映させることを趣旨としいる。DPI北海道としては、こうした趣旨を尊重し、札幌市の障害者県連施策の推進については、サポーター会議も活用することとする。

1 組織活動

(1) 国際関係

① DPI世界会議

第8回DPI世界会議南アフリカ大会[ダーバン](2011年10月9～13日)

② DPIアジア・太平洋ブロック会議

(2) 全国関係

① 障がい者制度改革推進会議（毎月第2と4月曜日に開催）—参考 1 参照—

ア. 障がい者制度改革推進本部

イ. 障がい者制度改革推進会議

・ 第31回会議開催[障害者基本法改正等](4月18日)

・ 第32回会議開催[災害と障害者等](5月23日)

ウ. 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会

・ 第13回部会開催[報告事項（部会・合同作業チームの検討）](4月26日)

・ 第14回部会開催[報告事項（部会・合同作業チームの検討）](5月31日)

・ 第15回部会開催[報告事項（第2期作業チームの検討結果及び実態調査）](6月23日)

エ. 障がい者制度改革推進会議差別禁止部会

・ 第3回部会開催[差別禁止に関する諸外国（米・独）の法制度（ヒアリング）等](4月8日)

・ 第4回部会開催[同上（英・韓）等](5月13日)

・ 第5回部会開催[同上（米）及び差別禁止法制の必要性等の論点等](6月10日)

② 日本障害フォーラム(JDF)

ア. 集会・セミナー等

イ. 要望書、意見書等

・ 障害者基本法の改正等についての見解(4月18日)

ウ. 東日本大震災

・ JDF東北関東大震災被災地への人員派遣 要綱(2011.4.1版策定)

③ 国連障害者の権利条約推進議員連盟

(3) DPI日本会議関連について

① 第27回DPI日本会議全国集会in沖縄大会[那覇市：沖縄市町村自治会館](6月18～19日)

初日：12:30 受付開始 13:00～16:00 総会 16:30～17:30 記念講演
18:00～20:00 懇親会

2日目：9:00 受付開始 9:30 開会式 10:00 東日本大震災被災地からの報告

10:20 基調講演：新しい障害者基本法と制度改革

11:00 シンポジウム：新しい障害者基本法と制度改革の課題

12:30 昼食休憩

13:30 特別企画 JDFセミナー地域フォーラムin沖縄「条例」

分科会「①地域生活と地域間格差」、「②教育」、「③労働・雇用」

② DPI日本会議常任委員会（2ヵ月1回開催）

・ 2010年度第6回会議開催[東京：新宿区立障害者福祉センター、財団ビル](4月16～17日)

- ・ 2011年度第1回会議開催[東京](8月27～28日)
- ・ 2011年度第2回会議開催[東京](10月22～23日)
- ・ 2011年度第3回会議開催[東京](12月17～18日)

③ DPI日本会議役員会議（2ヵ月1回開催）

- ・ 2010年度第6回会議開催[東京：DPI日本会議事務局]（5月8日）
- ・ 2011年度第1回会議開催[東京：DPI日本会議事務局]（7月24日）
- ・ 2011年度第2回会議開催[東京：DPI日本会議事務局]（9月18日）
- ・ 2011年度第3回会議開催[東京：DPI日本会議事務局]（11月23日）

④ 事務局会議及び関連会議等

- ・ 第4回労働プロジェクト会議[東京：DPI日本会議事務局]（5月7日）

⑤ 「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動」実行委員会

⑥ 権利条約批准・インクルーシブ教育推進ネットワーク

⑦ 東日本大震災障害者救援本部

(4) DPI北海道ブロック会議関連について

① 第9回DPI北海道ブロック会議通常総会[札幌市身障福祉センター](6月28日)

② DPI北海道ブロック会議理事会（2ヵ月1回開催）

- ・ 2010年度第6回会議開催[かでの2. 7](4月29～30日)
- ・ 2011年度第1回会議開催[札幌市身障福祉センター](6月28日11:15～11:30)
- ・ 2011年度第2回会議開催[未定](9月初日13:00～17:00 二日目9:00～15:00)
- ・ 2011年度第3回会議開催[JICA札幌等](11月5日16:30～18:00 6日9:00～15:00)
- ・ 2011年度第4回会議開催[未定](1月初日13:00～17:00 二日目9:00～15:00)
- ・ 2011年度第5回会議開催[未定](3月初日13:00～17:00 二日目9:00～15:00)
- ・ 2011年度第6回会議開催[未定](5月初日13:00～17:00 二日目9:00～15:00)

③ DPI北海道ブロック会議役員会議・事務局会議

④ 居宅支援に関する勉強会（毎週火曜日に開催する。）

- ・ 第93回会議開催[札幌市身障福祉センター](4月5日)
- ・ 第94回会議開催[札幌市身障福祉センター](4月12日)
- ・ 第95回会議開催[札幌市身障福祉センター](4月19日)
- ・ 第96回会議開催[札幌市身障福祉センター](4月26日)
- ・ 第97回会議開催[札幌市身障福祉センター](5月10日)
- ・ 第98回会議開催[札幌市身障福祉センター](5月17日)
- ・ 第99回会議開催[札幌市身障福祉センター](5月24日)
- ・ 第100回会議開催[札幌市身障福祉センター](5月31日)
- ・ 第101回会議開催[札幌市身障福祉センター](6月7日)
- ・ 第102回会議開催[札幌市身障福祉センター](6月14日)
- ・ 第103回会議開催[札幌市身障福祉センター](6月21日)

- ・ 第104回会議開催[札幌市身障福祉センター](6月28日)

⑤ JICA「中央アジア地域障害者のメインストリーミング及びエンパワーメント促進」事業

- 4月 講師依頼、会場確保、研修日程案作成
- 5月 見積書(第1案)作成
- 6月 講師確定(資料締切8月20日・翻訳9月完成)、見積書(第2案)作成
- 8月 研修生・通訳・筆記者・ホームステイ先・日程決定、見積書確定
- 10月25日 研修生来日(東京)
- 26日 東京研修(～11月2日)
- 11月 3日 研修生来札
- 4日 北海道研修(～23日)
- 5日 カントリーレポート発表会、DPI北海道理事会出席
- 28日 さよならパーティー(18:30～21:00 JICA札幌)
- 29日 研修生帰国(千歳)

⑥ 障害福祉施策に関する意見交換会

- ⑦ 「共生・共学」の推進に向けて意見交流会
第4回会議開催[北海道教育会館](4月10日)

⑧ 権利擁護センター設置プロジェクトチーム会議

(5) その他

- ① 北海道障がい者条例
- ② 札幌市障がい者による政策提言サポーター会議
- ③ 反貧困ネット北海道(我妻事務局長・小谷介助担当役員・澗口理事呼びかけ人)

2 広報、啓発、調査等事業

- (1) 講演会、学習会等(主催・共催)
- (2) DPI日本会議機関誌等への寄稿
- (3) ホームページの充実とメーリングリスト・メール、FAXによる各種情報提供
- (4) 講演会、諸会合への講師・来賓出席等
- (5) 会費納入促進と賛助会員の募集及び拡大について

3 共催、協賛、後援、協力事業

- (1) 北海道障がい者条例を広めよう、活用しよう、シンポジウム in 函館[中島れんぱい](4月23日)
- (2) 第38回難病患者・障害者と家族の全道集会[かでの2. 7](8月6～7日)

医療的ケアの必要な障害児・者の支援事業

1. 事業概要

「医療的ケアを必要とする障害児・者の地域生活における安心・安全を確保することを」を目的に「当事者と医療と福祉のネットワークづくりを進めるとともに、その制度化や仕組みづくりにおける課題を検証するとともにその改善」を実施する事業

2. 要望する助成テーマにかかる現状と課題、課題を踏まえた要望事業の必要性

- (1) 現在、障害児・者の暮らしは、その障害の程度に関わりなく、地域で普通の暮らしを実現することが求められている。そして、そのためには、障害児・者が必要とする障害福祉サービス等のサービス基盤の整備や制度の充実・改善が必要である。しかし、医療的ケアを必要とする多くの障害児・者とその家族は、医療的ケアを必要とするために、様々な生活場面において制限や制約等を強いられているとともに、必要とする支援も不十分である。こうした現状を改善するために、昨年度にWAMの助成を受けて当団体が実施した障害児・者が必要とする医療的ケアとその提供に関する検討の結果、介護従事者も一定の要件が整えば、医療的ケアを提供できるようにすべきとの意見をまとめた。また、その要件として、介護現場からは、障害児・者の急変時の対応と医療と福祉の連携の必要性が課題として指摘された。事実、この事業の展開中であつた昨年度末には、検討委員の団体に所属している胃ろうのある障害者の体調が悪化したが、検討委員間の連携による対応の結果、事なきを得たことも関係者のネットワークづくりが急務であることを実感することができた。そして、大変な被害をもたらしている東日本大震災の現状から、災害や停電時において医療的ケアを必要としている障害児・者の状況を検証し、こうしたネットワーク等の活用による具体的な対応策の確立も重要な課題といえる。
- (2) 医療的ケアを必要とする障害児・者の生活における安心・安全を確保するために、当事者（家族を含める）を中心とした、医療と福祉のネットワークをつくるともに、その構築過程の中で、当該ネットワークづくりにおける課題や制度化に関する検証を実施することにより、医療的ケアを必要とする障害児・者の地域生活における安心・安全なシステムづくりに寄与することができる。また、併せて、こうしたネットワークを震災や停電等の非常時における活用や役割についても検討し、まとめる。

3. 助成事業を実施することで期待される効果

- (1) 医療と福祉の具体的、実務的なネットワークづくりを実現するとともに、そのために必要な課題と改善策等を明確にできる。
- (2) 本事業で構築したネットワークの継続的な活動と、地域における取り組みの波及と行政における制度化に向けた取り組みの推進が期待できる。

4. 事業成果の公表

事業の実施経過と成果等を取りまとめた報告書を電子データで作成し、当団体のホームページに載せるとともに、事業実施期間終了後にも、必要に応じて報告書をCD等により関係機関等に対する周知に努める。

5. 今後の展開（事業継続に関する計画・意向等）

- (1) 本事業で構築したネットワークの継続活動と現行制度の活用と今後の制度見直しにあたって具体的な意見を提起する。なお、当団体は、具体的な障害福祉サービス等の提供者ではないことから当

団体の加盟団体及び本事業により関係を持った団体との連携と役割分担の中で継続的に実施する。
(2) 行政及び自立支援協議会等への報告・提起等々により、その普及と発展に努める。

6. 具体的な助成事業の内容

(1) 検討会の設置と開催

① 目的と役割

月1回程度（年間10回開催予定）の定例開催により本事業の検討及び決定機関として設置する。

② 検討委員の構成（25名程度）

当事者（家族を含む）、医療・福祉・行政職、学識者等により構成する。

また、必要に応じて、オブザーバー参加を求める。

③ その他

必要に応じて、具体的な支援やネットワークとしての取り組みも実施する。

(2) 作業部会の設置と開催

① 目的と役割

月1回程度（年間8回開催予定）の定例開催により検討会の決定事項または、検討会の議題に関する具体的調整等を実施するために設置する。

② 検討委員の構成（10名程度）

関係する検討委員やオブザーバーにより構成する。

(3) フォーラムの開催

① 目的と内容

医療と福祉のネットワークづくりや被災時の取り組みが実施されている地域から関係者を招聘し、その取り組み内容の報告と関連する議論を深めるために実施する。

② 実施方法等

9～10月に100名程度（介助者を含む）が参加できる会場で開催する。

(4) モデル事業の実施

実際に医療的ケアを必要としている障害児・者に対して検討会で確認した対応を11月を目処に実施する。（具体的な内容等は、検討会で協議する。）

(5) 視察の実施

① 目的と内容

シンポジウム講師等、先駆的实践をしている地域を訪問しその具体的な内容を把握し、本事業に反映する。

② 実施方法

9月に国外1回（英国を予定 3名）、11～12月に国内2回（各5名 介助者含む）訪問する。

(6) ネットワークの構築

検討会における検討事項を踏まえて、1月までに設置する。

(7) 報告書の作成

1～2月に議論を深めるため、この間の検討会を月2～3回程度開催する。3月は、議論結果の確認等を実施する。